

I P 通信網サービス契約約款(OCN) (共通編) 【現改比較表】 2025年5月19日現在

～2025年5月20日

2025年5月21日～

附 則（令和7年5月8日 光事推第 000600000341-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年5月21日から実施します。

（経過処置）

2 当社は、令和7年5月21日以降、光回線再利用（入）（ただし、光回線再利用（出）を行った第2種契約者（タイプ8のコース1に係る者に限ります。）が更に光回線再利用（入）を行う場合を除く）の新規受付を停止し、共通編第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信サービスに限ります）第10条（光アクセス回線の事業者変更又は光回線再利用申込みの承諾）2項の規定にかかわらず、申込みがあっても承諾しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。